

第1号様式 令和 7 年度 就学援助申請書(兼同意書・委任状)

(受付番号)※教育委員会記入

本部町教育委員会 教育長 宛 申請日: 令和 年 月 日

就学援助を申請いたします。申請内容に虚偽または過誤が判明した場合は、認定を取り消されても異議はありません。
(※判明時に既に支給されている場合は返金します)

申請者 (保護者)	※ご不明な場合はお問合せください		電話番号 (日中連絡可能な番号)	(続柄)
申請者 住 所	〒 本部町字			

園児・児童・生徒	氏名	世帯主との続柄	生年月日			学校名・学年	教育委員会記入欄
			年	月	日	学校 年 組 幼稚園	
			年	月	日	学校 年 組 幼稚園	
			年	月	日	学校 年 組 幼稚園	
			年	月	日	学校 年 組 幼稚園	
			年	月	日	学校 年 組 幼稚園	
			年	月	日	学校 年 組 幼稚園	

上記以外の同居家族(同一世帯)※	※同居家族(同一世帯)以外に世帯外に配偶者(単身赴任等・事実婚含む)がいる場合も記入をお願いします。その場合は勤務先等の欄にご住所・勤務先の記入をお願いします。						
	氏名	世帯主との続柄	生年月日			勤務先 又は 学校名	収入額 ※教育委員会記入
	申請者(保護者)	本人	年	月	日		
			年	月	日		
			年	月	日		
			年	月	日		
備考 ※該当項目がある場合はご記入下さい	☐ ひとり親世帯(離婚・死別・未婚で養育) ※ (児童扶養手当受給: あり・なし)						

住居の形態	1 持家(住宅ローン 円/月) 2 賃貸(家賃 円/月)
-------	------------------------------

申請理由	該当する番号にまる(○)をつけてください。		原則、①②以外は認定されません。	
	①生活保護が停止又は廃止になったため			
	②市町村民税が非課税のため			
	③その他特段の事情ある場合		受付印	
	③の場合 ☐ 申請する理由・収入・家庭状況を詳しく記入してください。			
				

口座名義人(フリガナ)	金融機関名	支店	種別	口座番号					前年度の 就学援助受給	
			普通						有・無	債権者No

※令和6年度に申請し認定を受けた世帯は、原則令和6年度申請時と同じ金融機関をご記入ください。
※新規申請者または新しく口座を指定される方は、通帳やキャッシュカードの口座番号等が確認できる面のコピーを添付してください。(ゆうちょ銀行は通帳のみ)

※学校を通じて保護者に申請書を配布しています。提出先は本部町教育委員会です。	同意書・委任状	
	1 就学援助の認定事務のため、裏面記載の世帯員の住民記録情報、所得・課税状況、児童扶養手当受給状況を閲覧することに同意します。（ただし、令和7年1月1日時点で本部町に住民登録がない方は情報がありませんので、前住所地の市町村から6月3日～6月13日までに令和7年度の所得課税証明書を各自で取り寄せ、教育委員会へ提出してください。※自治体により発行開始日が異なります） 2 学校徴収金等を滞納した場合は、就学援助費から差し引いて学校長へ支払いすることに同意します。 ※学校長へ支払いする際に、教育委員会から保護者への連絡は行いません。 3 修学旅行費は、学校長の口座に直接振り込むことを委任します。 ※中学校は原則学校長へ振り込みし、小学校は保護者の口座に振り込む場合もあります。 4 学校給食費は、給食センターに直接振り込むことを委任します。	
	令和 年 月 日 保護者氏名 保護者署名	
世帯外の方の口座を指定された場合のみ記入下さい。 □にチェックをつけて氏名・住所・署名をお願いします	□ 下記の口座名義人へ受取代理人を指定し、指定する口座への振込を委任します。 受取人氏名（ ） 受取人住所（ ） 保護者署名	

注意事項

- ・就学援助は、毎年度申請が必要です。
- ・申請書は保護者が直接、教育委員会に提出してください。（学校では受領しません）
- ・申請書の提出期限： 令和7(2025)年5月1日(木)～令和7(2025)年6月2日(月)
- ・令和7(2025)年6月3日以降に申請し認定された場合は、申請した翌月からの援助となります。ただし、支給対象にならない援助費目があります。申請期限は令和8(2026)年2月27日までです。

支 給 費 目 ・ 金 額 等 一 覧 表							
費 目	幼稚園児	小 学 校		中 学 校		支給 時期	支給 方法
		1年生	2年生～6年生	1年生	2年生～3年生		
① 新入学用品	令和7年度に小学1年生になるため、新入学用品費41,100円を入学前の3月に支給	41,100円 ※令和7年度小1で新規に認定された児童は8月に支給 ※令和7年度小1で令和6年度に認定の児童は支給済み		47,400円 ※令和7年度中1で新規に認定された生徒に8月に支給 ※令和7年度小6で認定された児童は3月に支給 ※令和7年度中1で令和6年度に認定の生徒は支給済み		左記のとおり	保護者
② 学 用 品		11,630円	13,900円	22,730円	25,000円	1回目：8月 2回目：3月 ※左記の額を2回に分けて支給	保護者 又は 学校長
③ 修学旅行費		修学旅行のある学年 一律10,000円 ※自己負担額が10,000円以下の場合、負担額を支給		修学旅行のある学年 一律60,000円 ※自己負担額が60,000円以下の場合、負担額を支給		修学旅行 前後	保護者 又は 学校長
④ 学校給食費	※令和7年度は無償化のため、就学援助の認定世帯以外にも原則、保護者の負担はありません。 (認定者は就学援助から給食センターに振込しています)					適宜	給食 センター 又は保護者
⑤ (オンライン学習) 通信費		令和3年4月以降にオンライン学習のために新たに通信費（携帯電話は除く）の契約をした世帯 月の通信費の半額（上限）1,000円×（認定月数）※世帯毎 12ヶ月認定期間がある場合最大12,000円				適宜	保護者

※ 教育委員会記入欄 ※							
判定	☐ 認定	認定開始月	月	認定（否認定）理由	【認定】 ① 生活保護が停止又は廃止 ② 市町村民税が非課税世帯 ③ その他（ ）	備考欄	
	☐ 否認定				【否認定】 ① 課税世帯のため		